

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第三条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この条において「条例個人情報ファイル」という。）について、次の各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第三項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 条例個人情報ファイルの名称

二 当該実施機関の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 条例個人情報ファイルの利用目的

四 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項において「記録範囲」という。）

五 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法

- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 法第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次の各号に掲げる条例個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 法第七十四条第二項第一号から第四号まで及び第六号から第八号まで並びに第七十五条第二項第二号並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十条第三項各号のいずれかに該当する条例個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る条例個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した条例個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前各号に掲げる条例個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める条例個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（不開示情報の例外）

第四条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）第八条第二号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であつて規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第八条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するものを除く。）とする。

（不開示理由の消滅期日の提示）

第五条 実施機関は、法第七十六条第一項の規定による開示の請求（第七条において「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を書面により示さなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第六条 法第八十九条第二項の手数料の額は、零円とする。

(文書の写し等の供与に要する費用)

第七条 開示請求をして文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。ただし、特定個人情報の開示を行う場合であつて、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、当該実施機関は、当該費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

(訂正請求等の期間の特例)

第八条 法第九十条第三項の期間の経過後に同条第二項に規定する訂正請求をした場合又は法第九十八条第三項の期間の経過後に同条第二項に規定する利用停止請求をした場合において、当該訂正請求又は当該利用停止請求は、法第九十条第三項又は第九十八条第三項の期間内にしたものとみなす。

(答申の尊重)

第九条 法第一百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に対する答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重して、法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第四十四条の規定による裁決をしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第十条 法百十九条第三項及び第四項の手数料の徴収については、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めるところによる。

(審議会への諮問)

第十一条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、千葉県個人情報保護審議会に諮問することができる。

一 法第三章第三節の施策を講ずる場合

二 この条例を改正しようとする場合

三 実施機関における法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準その他の個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第十二条 知事は、毎年一回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(千葉県個人情報保護条例の廃止)
- 2 千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第十二条第三項、第十三条第三項又は第十四条の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第二条第一号に掲げる個人情報(以下「旧個人情報」という。)、その業務に関して知り得た旧個人情報又はその職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 一 この条例の施行前において旧条例第二条第四号に掲げる実施機関(以下「旧実施機関」という。)から旧条例第十二条第一項の委託を受けた事務に従事していた者
 - 二 この条例の施行前において旧指定管理者(この条例の施行前において地方自治法の団体であつて県が指定していたものをいう。以下同じ。)の公の施設の管理の業務に従事していた者
 - 三 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第十五条第一項若しくは第二項(旧条例第三十条第二項及び第三十九条第三項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第四十七条第一項中「審議会」とあるのは「千葉県個人情報保護審議会条例(令和 年千葉県条例第 号)第一条に規定する審議会(以下「新審議会」という。)」と、旧条例第四十九条中「審議会」とあるのは「新審議会」とする。
- 5 千葉県個人情報保護審議会条例(令和 年千葉県条例第 号)附則第四項の規定による改正前の千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)別表第二に規定する千葉県個人情報保護審議会の委員であつた者に係る旧条例第六十条第二項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 6 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第六十二条第一項に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - 二 附則第三項第一号に掲げる者
 - 7 この条例の施行前において旧指定管理者の当該旧指定管理者に係る公の施設の管理の業務として旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において当該旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第六十二条第二項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 8 附則第六項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 9 附則第七項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 10 この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第十二条第一項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは旧指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は旧実施機関から旧条例第十二条第一項の委託を受けた法人若しくは人若しくは旧指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、当該委託を受けた法人若しくは人又は旧指定管理者である法人の業務に関して附則第六項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該委託を受けた法人若しくは人又は旧指定管理者である法人に対して、各本項の罰金刑を科する。
 - 11 この条例の施行前にした行為並びに附則第四項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （使用料及び手数料条例の一部改正）
- 12 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二財産又は事務の種類の種類別の項の次に次のように加える。

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づくもの	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者	一件につき	二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額 イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円 ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）
第百十八 条第二項 において 準用する 第百十五 条の規定	個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第 五百七号）	一件につき	第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する	

議案第九号

千葉県個人情報保護審議会条例の制定について

千葉県個人情報保護審議会条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十八条の四第三項、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第三項の規定により、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の担任する事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 諮問実施機関 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により審議会に諮問をした実施機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年千葉県条例第 号。以下「施行条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関をいう。）をいう。

二 保有個人情報 法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(担任事務)

第三条 審議会に、法第五十条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に係る調査審議及び答申並びに住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による意見の具申並びに同法第三十条の四十第二項の規定による諮問に係る調査審議及び建議のほか、次の各号に掲げる事務を担任させるものとする。

一 施行条例第十一条の規定による諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。

二 施行条例の運用に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を

建議すること。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を具申すること。

（組織等）

第四条 審議会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（審議会の調査権限）

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提

示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審議会は、第八条第三項の規定又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定若しくは同法第八十一条第三項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問実施機関をいう。以下この条において同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第十一条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(罰則)

第十三条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円

以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 審議会に、第三条に規定する事務のほか、施行条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行条例附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）第四十七条第一項の規定による諮問に応じて調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申することを担任させるものとする。

3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）第二十八条第一項の規定により設置された千葉県個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第四条第二項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、令和五年五月三十一日までとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

4 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

第三十六条中「運営並びに」を「運営、」に、「運営に」を「運営並びに法第三百三十八条の四第三項、行政不服審査法第八十一条第一項及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項の規定により設置される千葉県個人情報保護審議会の担任する事務、組織及び運営に」に、「及び千葉県行政不服審査会条例」を「、千葉県行政不服審査会条例」に、「に定める」を「及び千葉県個人情報保護審議会条例（令和 年千葉県条例第 号）に定める」に改める。

別表第二千葉県個人情報保護審議会の項を削る。

別表第三千葉県個人情報保護審議会の項を削る。

5 行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成二十八年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政不服審査会における提出資料の交付手数料」を「行政不服審査会等における提出資料の交付手数料」に改める。

第四条の見出しを「行政不服審査会等における提出資料の交付手数料」に改め、同条中「行政不服審査会における提出資料の交付手数料」を「行政不服審査会等における提出資料の交付手数料」に、「審査会」を「審査会又は千葉県個人情報保護審議会条例

(令和 年千葉県条例第 号) 第一条に規定する「審議会」に改める。

議案第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額 円																			
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700										
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600										
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700										
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800										
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900										
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200										
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700										
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100										
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500										
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300										
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100										
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000										
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700										
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100										
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400										
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500										
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800										
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800										
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700										
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600										
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500										
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100											
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600											
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100											
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200											
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300											
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500											
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700											
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700											
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600											
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500											
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400											
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200											
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100											
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800											
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300											
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000											
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600											
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400											
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000											

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				

再任用職員及び
期付職員以外の
職員

	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600	381,500						
	95		295,200	343,100	381,900						
	96		295,600	343,500	382,300						
	97		295,800	343,700	382,600						
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
任期付職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000	405,600	521,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			

再任用職員以外の職員

88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			

	134		357, 100	378, 000						
	135		357, 500	378, 400						
	136		357, 800	378, 800						
	137		358, 100	379, 100						
	138		358, 500	379, 600						
	139		359, 000	380, 100						
	140		359, 500	380, 600						
	141		359, 800	380, 900						
	142		360, 300							
	143		360, 800							
	144		361, 300							
	145		361, 600							
再任用職員		241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三(第四条)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級
職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	254,100	316,900	367,600	439,400
	17	256,100	319,100	369,600	441,500
	18	259,200	320,900	371,800	443,900
	19	262,300	322,900	373,900	446,200
	20	265,400	324,600	375,800	448,600
	21	268,300	326,300	377,600	450,700
	22	271,300	328,700	379,400	453,000
	23	274,200	330,900	380,900	455,400
	24	277,100	333,300	382,100	457,700
	25	279,700	335,300	383,500	459,700
	26	282,300	337,300	385,300	461,900
	27	284,800	339,400	387,100	464,000
	28	287,400	341,800	389,000	466,200
	29	290,000	344,000	390,900	468,300
	30	292,300	346,100	392,600	470,600
	31	294,500	348,000	394,300	472,800
	32	296,800	349,800	396,000	474,900
	33	299,000	351,700	397,600	476,800
	34	301,200	353,600	399,400	478,900
	35	303,700	355,300	400,900	481,200
	36	305,900	356,800	402,700	483,400
	37	308,400	358,400	403,800	485,500
	38	309,700	360,400	405,400	487,500
	39	311,400	362,500	406,900	489,400

40	312,800	364,400	408,400	491,300
41	314,500	366,300	409,300	493,300
42	315,000	368,200	410,900	495,200
43	315,500	370,000	412,400	496,900
44	316,000	371,800	414,000	498,800
45	316,800	373,600	415,300	500,700
46	317,800	375,400	416,900	502,500
47	318,600	376,900	418,300	504,300
48	319,600	378,700	419,900	506,200
49	320,400	380,200	421,300	507,900
50	321,300	381,800	422,600	509,600
51	322,100	383,400	423,900	511,400
52	322,900	385,100	425,200	513,300
53	324,000	386,200	425,900	514,900
54	324,800	387,700	426,900	516,500
55	325,500	389,100	427,800	518,200
56	326,300	390,700	428,700	519,800
57	326,800	392,000	429,600	521,400
58	327,500	393,400	430,500	522,700
59	328,400	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	

再任用職員以外の職員

	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	
	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		
	93	356,600	418,200		
	94	357,000	418,500		
	95	357,500	418,800		
	96	358,000	419,100		
	97	358,600	419,300		
	98	359,100	419,600		
	99	359,500	419,900		
	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
再任用職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員の 区分	職務 の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号 給					
	1	166,800 円	180,700 円	267,500 円	296,000 円	406,700 円
	2	168,300	182,800	269,900	298,600	408,200
	3	169,800	184,900	272,200	301,400	409,700
	4	171,300	187,100	274,400	303,800	411,200
	5	172,900	189,100	276,800	306,300	412,600
	6	174,900	191,100	279,100	308,400	414,000
	7	176,700	193,200	281,300	310,700	415,500
	8	178,500	195,300	283,400	312,800	417,100
	9	180,200	197,500	285,500	314,900	418,500
	10	182,400	200,100	287,800	317,200	419,900
	11	184,400	202,700	290,100	319,600	421,300
	12	186,300	205,300	292,200	322,100	422,600
	13	188,300	207,900	294,600	324,500	423,900
	14	190,400	209,600	296,400	326,400	425,300
	15	192,500	211,200	298,300	328,300	426,700
	16	194,600	212,900	300,000	330,400	428,100
	17	196,800	214,700	301,800	332,200	429,300
	18	199,200	216,300	304,100	334,400	430,600
	19	201,700	218,000	306,300	336,500	431,800
	20	203,900	219,600	308,700	338,500	433,100
	21	206,300	221,400	310,900	340,600	434,200
	22	207,900	223,300	313,300	342,400	435,400
	23	209,600	225,200	315,500	344,200	436,700
	24	211,300	227,100	318,100	345,800	438,000
	25	212,800	228,600	320,500	347,500	439,300
	26	214,200	230,600	322,800	349,300	440,500
	27	215,800	232,600	325,000	351,200	441,500
	28	217,300	234,600	327,100	353,100	442,600
	29	219,000	236,400	329,200	354,900	443,800
	30	220,700	239,100	330,800	356,700	444,600
	31	222,400	241,800	332,400	358,400	445,400
	32	224,100	244,500	334,000	360,300	446,300
	33	225,400	247,100	335,800	361,600	447,200
	34	227,100	249,900	337,900	363,300	447,700
	35	228,800	252,500	340,000	364,800	448,200
	36	230,400	255,200	342,000	366,600	448,700
	37	231,900	257,500	344,000	368,500	449,200
	38	233,600	259,900	345,900	370,000	449,700
	39	235,300	262,400	347,900	371,300	450,200
	40	237,000	264,600	349,800	372,900	450,700
	41	238,700	267,000	351,300	374,000	451,200
	42	240,500	269,300	353,100	375,400	451,700

43	242,300	271,500	354,700	376,800	452,200
44	244,000	273,600	356,400	378,300	452,700
45	245,800	275,600	358,200	379,700	453,200
46	247,400	277,800	359,900	381,300	453,700
47	248,800	279,900	361,200	382,900	454,200
48	250,300	281,800	362,800	384,400	454,700
49	251,300	284,000	364,000	385,800	455,200
50	252,700	285,700	365,500	387,300	
51	254,100	287,600	367,100	388,800	
52	255,500	289,400	368,700	390,200	
53	256,400	290,700	370,100	391,400	
54	257,900	292,800	371,600	392,700	
55	259,100	294,800	373,100	393,800	
56	260,400	297,000	374,600	394,900	
57	261,400	298,900	376,100	396,300	
58	262,600	301,300	377,500	397,500	
59	263,900	303,500	378,900	398,700	
60	265,000	306,100	380,200	400,000	
61	266,100	308,300	381,100	401,200	
62	266,800	310,700	382,300	402,200	
63	267,800	313,000	383,500	403,600	
64	268,600	315,200	384,600	404,900	
65	269,700	317,300	385,500	406,100	
66	271,200	319,100	386,700	407,200	
67	272,300	320,700	387,700	408,400	
68	273,600	322,300	388,800	409,500	
69	275,200	324,200	390,000	410,500	
70	276,700	326,300	391,000	411,700	
71	278,000	328,400	392,100	412,900	
72	279,400	330,400	393,300	414,100	
73	280,200	332,500	394,300	414,700	
74	281,300	334,600	395,400	415,500	
75	282,500	336,800	396,500	416,200	
76	283,500	339,000	397,600	416,700	
77	284,700	340,700	398,500	417,000	
78	285,800	342,600	399,400	417,400	
79	287,000	344,300	400,400	417,800	
80	287,900	346,100	401,400	418,200	
81	289,100	347,900	402,200	418,500	
82	290,000	349,700	403,000	418,900	
83	291,000	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	

再任用職員及び任期職員以外の職員

89	296,600	360,000	408,000	421,300
90	297,500	361,300	408,700	421,600
91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		

135	315,300	399,500			
136	315,600	399,800			
137	315,800	400,100			
138	316,000	400,400			
139	316,300	400,700			
140	316,600	401,000			
141	316,800	401,300			
142	317,000	401,600			
143	317,300	401,900			
144	317,600	402,200			
145	317,800	402,400			
146	318,000	402,700			
147	318,300	403,000			
148	318,600	403,200			
149	318,800	403,400			
150	319,000	403,700			
151	319,300	404,000			
152	319,600	404,200			
153	319,800	404,400			
154	320,000	404,700			
155	320,300	405,000			
156	320,600	405,200			
157	320,800	405,400			
158	321,000	405,700			
159	321,300	406,000			
160	321,600	406,200			
161	321,800	406,400			
再任用職員	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員	192,500	214,700	267,500	279,000	391,300

備考

- 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四(第四条)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600	439,900	
75	265,700	319,700	389,200	440,400	
76	266,700	320,800	389,900	440,900	
77	267,700	321,900	390,600	441,400	
78	268,800	322,900	391,200	442,000	
79	270,000	323,800	391,800	442,500	
80	270,900	324,700	392,400	443,000	
81	272,100	325,800	393,000	443,500	
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		

再任
用職
員以
外の
職員

	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400				
	111	296,700				
	112	297,000				
	113	297,300				
	114	297,600				
	115	297,900				
	116	298,200				
	117	298,500				
	118	298,900				
	119	299,200				
	120	299,600				
	121	299,900				
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五(第四条)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級
職員の 区分	職務 の級 の給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1	1	253,600	338,400	400,400	471,700
2	2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	39	368,300	432,400	486,600	545,100

再任用職員及び
期付職員以外の
職員

40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		278,300	310,600	355,300	428,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	

43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			

再任用職員及び生
期付職員以外の職
員

	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300					
	99		292,900	329,600					
	100		293,200	329,900					
	101		293,500	330,100					
	102		293,700	330,400					
	103		293,900	330,800					
	104		294,200	331,000					
	105		294,500	331,200					
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
任期付職員		177,400	197,800	219,300	239,600	266,300	303,900	335,900	395,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300

43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100			
119	295,300	326,500			
120	295,700	326,700			
121	296,000	326,900			
122	296,400	327,200			
123	296,700	327,500			
124	297,100	327,800			
125	297,300	328,000			
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			

	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,300						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,300						
	153	305,700						
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
任期付職員		181,300	213,200	236,500	255,300	276,000	307,500	336,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六(第四条)

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400
	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200
	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200
	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300
	33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800
	34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100
	35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400
	36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600
	37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800
	38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800
	39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800
	40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800

再任用職員及び任期付職員以外の職員

41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200
42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800
43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800
46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100
47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700
48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200
49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500
50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200
51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900
52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600
53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200
54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900
55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600
56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200
57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600
58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300
59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000
60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700
61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100
62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400
63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700
64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000
65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200
66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500
67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800
68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100
69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	

	88				377,400	432,300	
	89				377,900		
	90				378,400	432,500	
	91				378,900		
	92				379,400		
	93				379,700		
	94				380,100		
	95				380,600		
	96				381,000		
	97				381,500		
	98				381,800		
	99				382,300		
	100				382,700		
	101				383,300		
再任用職員		220,300	250,300		279,700	320,400	349,200
任期付職員		189,400	240,600		267,300	310,400	330,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七(第四条)

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700

41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400
45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	
56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,800	315,700	341,400	386,000		
79	252,700	316,400	341,900	386,500		
80	253,500	317,100	342,300	387,100		
81	254,400	317,400	342,500	387,600		
82	255,000	317,700	342,800	388,000		
83	255,800	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		

再任用職員及び生
期付職員以外の職
員

88	259,600	320,000	345,200	389,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		391,300
95	264,200	322,600		391,600
96	264,900	323,000		391,800
97	265,600	323,400		392,000
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			

134	278,900						
135	279,300						
136	279,600						
137	279,800						
138	280,100						
139	280,400						
140	280,700						
141	280,900						
142	281,100						
143	281,300						
144	281,600						
145	282,000						
146	282,200						
147	282,500						
148	282,800						
149	283,100						
150	283,300						
151	283,600						
152	283,800						
153	284,100						
再任用職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800	
任期付職員	182,400	205,500	248,300	263,600	294,200	325,600	

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十條の四第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六條第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第八條第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和四年四月一日から、第一条の規定

(給与条例第二十條の四第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三條の規定(任期付研究員条例第六條第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五條の規定(任期付職員条例第八條第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(令和四年四月一日前の異動者の号給の調整)

3 令和四年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一條の規定による改正後の給与条例、第三條の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五條の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一條の規定による改正前の給与条例、第三條の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五條の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一條の規定による改正後の給与条例、第三條の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五條の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

6 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち給与条例別表第一再任用職員の欄及び任期付職員の欄の改正規定中

154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

第三條のうち給与条例別表第三口 教育職給料表(二)再任用職員の欄及び任期付職員の

188,300	211,300	264,100	276,000
---------	---------	---------	---------

欄の改正規定中

192,500	214,700	267,500	279,000
---------	---------	---------	---------

に改める。

第三條のうち給与条例別表第五イ 医療職給料表(一)再任用職員の欄及び任期付職員の

欄の改正規定中

274,500 円	307,200 円	353,900 円
-----------	-----------	-----------

 を

「

278,300 円	310,600 円	355,300 円
-----------	-----------	-----------

」に改める。

第三条のうち給与条例別表第五ロ 医療職給料表(二)再任用職員の欄及び任期付職員の

欄の改正規定中

173,600 円	194,700 円	216,100 円	236,800 円	265,200 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

 を

「

177,400 円	197,800 円	219,300 円	239,600 円	266,300 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

」に改める。

第三条のうち給与条例別表第五ハ 医療職給料表(三)再任用職員の欄及び任期付職員の

欄の改正規定中

176,700 円	209,800 円	233,100 円	252,300 円	274,700 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

 を

「

181,300 円	213,200 円	236,500 円	255,300 円	276,000 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

」に改める。

第三条のうち給与条例別表第六再任用職員の欄及び任期付職員の欄の改正規定中

「

184,600 円	236,800 円	263,400 円	307,100 円	328,800 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

」を

「

189,400 円	240,600 円	267,300 円	310,400 円	330,200 円
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

」に改め

る。

第三条のうち給与条例別表第七再任用職員の欄及び任期付職員の欄の改正規定中

「

178,500 円	202,200 円	245,400 円	260,900 円
-----------	-----------	-----------	-----------

」を

「

182,400 円	205,500 円	248,300 円	263,600 円
-----------	-----------	-----------	-----------

」に改める。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第十二号

千葉県県税条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の六第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7 前項の規定による次の各号に掲げる書類の提示は、それぞれ当該各号に定めるものの提出をもって代えることができる。

- 一 前項第一号に掲げる書類 当該書類を複写機により複写したもの
- 二 前項第二号に掲げる書類 自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面その他当該書類に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

第八十条第六項後段を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による次の各号に掲げる書類の提示は、それぞれ当該各号に定めるものの提出をもって代えることができる。

- 一 前項第一号に掲げる書類 当該書類を複写機により複写したもの
- 二 前項第二号に掲げる書類 自動車検査証記録事項が記載された書面その他当該書類に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二上欄中「平成元年外務省令第十一号」を「令和四年外務省令第十号」に改め、同欄力中「第七条第五項（省令第十四条第三項において準用する場合を含む。）」を「第十一条第四項」に改め、同欄中力をタとし、同欄ワ中「第三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第七条第二項後段」に改め、「書類又は」を削り、同欄中ワをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 省令第七条第五項（省令第十七条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び書類の提示又は提出の要求

別表第一号の二上欄ヲ中「第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第七条第一項」に改め、同欄中ヲをワとし、チからルまでをリからヲまでとし、トを削り、同欄へ中「第八条第二項」を「第八条第三項」に、「交付」を「交付及び現有旅券の受領」に改め、同欄中へをチとし、同欄ホ中「及び第十二条第三項」を削り、同欄中ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 法第八条第二項の規定による現有旅券の受領
別表第一号の二上欄ニの次に次のように加える。

ホ 法第三条第五項の規定による確認
別表第一号の二上欄に次のように加える。

レ 省令第十七条第二項の規定による書類の提示又は提出の要求

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(適用)

2 この条例の施行の日前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正前の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定による申請に係る改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄の規定の適用については、同欄中「**」及び**とあるのは「**」及び旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号。以下この号において「改正法」という。）並びに**」と、同欄へ中「**の規定**」とあるのは「**及び改正法附則第三条の規定**」とする。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づくものの項中「二千円」の下に「（第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千元）」を加え、同項一般旅券の査証欄増補手数料の目を削り、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の目第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節を次のように改める。

第五	申請	一戸建ての	一件につ	五千元
第十三	に係	住宅	き	
条第	る低	共同	一件につ	一
一項	炭素	住宅	き	万
の規	建築	等		円
定に	物新			
よる	築等			
低炭	築等			
素建	が、			
築物	建築			
新築	物の			
等計	エネ			
画の	ルギ			
認定	消費			
の申	費性			
請に	能の			
対す	向上			

面積	延べ	物の	建築	も満	ル未	ト	方メ	百平	が三	面積	延べ	物の	建築	共同	住宅	等	面積	延べ	物の	建築	共同	住宅	等
	き		一件につ								き		一件につ						き		一件につ		
			二										一								一		
			万										万								万		
			円										円								円		

る部分にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条第一項の規定による登録住宅性能評価機関。以下「登録建築」

										非住宅建築物										
千平方メートル	一方メートル	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積									
											き	き								
											き	き								
											一万六千円	一万六千円								

のる類れ他そもれめといるし適準る掲号項第一四五りにう。と関等定能費ールエ築
 ともすにこののたら認るて合に基げに各一条十第よ。い等機判性消ギネ物

建築	も満ルー方千上ルー方千が面延物の建築	のの未トメ平方二千以上トメ平方が面延物の建築
一件につ	き 一件につ	き 一件につ
十二万四千	七万八千円	二万六千円

		場 他 所 合 の の
宅 住 の て 建 戸 一		
合 場 る よ に 準 基 様 仕 導 誘		
も 上 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 の の 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	も 満 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	も 上 ル 一 方 千 万 が 面 延 物 の の 以 ト メ 平 五 二 積 ベ の
き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き
一 万 九 千 円	一 万 七 千 円	円

等 宅 住 同 共																	
合 場 る よ に 準 基 様 仕 導 誘						合 場 の 他 の そ											
も 満 ル 方 百 が 面 延 物 建	も 上 ル 方 百 が 面 延 物 建	の の 未 ト メ 平 三 積 ベ の 築	の の 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	も 満 ル 方 百 が 面 延 物 建	も 満 ル 方 百 が 面 延 物 建	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 積 ベ の 築						
き 一 件 に つ						き 一 件 に つ											
三 万 二 千 円						三 万 七 千 円						三 万 四 千 円					

建築	も	満	ル	一	方	千	上	ル	一	方	千	が	面	延	物	建	も	満	ル	一	方	千	上	ル	一	方	百	が	面	延	物	建	
	の	の	未	ト	メ	平	五	以	ト	メ	平	二	積	べ	の	建		の	の	未	ト	メ	平	二	以	ト	メ	平	三	積	べ	の	建
一 件 に つ															き	一 件 に つ															き	一 件 に つ	
十 五 万 二 千																十 万 千 円																五 万 六 千 円	

合場の他のそ									
方千上ル 方百が面延物建	も満ル 方百が面延物建	も上ル 方千が面延物	メ平二以トメ平三積	のの未トメ平三積	のの未トメ平三積	のの未トメ平三積	のの未トメ平三積	のの未トメ平三積	のの未トメ平三積
			き	一件につ				き	一件につ
			円	十一万二千				六万七千円	円

物 築 建 宅

合 場 る よ に 準 基 物 築 建 ル

トメ平が面延物建 ル一方千積べの築	のの未トメ平上ル一方百が面延物建 も満ル一方千以トメ平三積べの築	合 場 る よ に 準 基 物 築 建 ル	も 満 ル 一 方 百 が 面 延 べ の の 未 ト メ 平 三 積
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ	
円 十 四 万 二 千		十 万 八 千 円	

ル 方 千 が 面 延 物 建 以 ト メ 平 五 積 ベ の 築	も 満 ル 方 千 上 の の 未 ト メ 平 五	ル 方 千 が 面 延 物 建 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 以 も 満 ル 方 千 上
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ	
三十 万 円		二十 三 万 円	

一 ト 方 メ 千 平 万 五 が 二 面 積 延 べ 物 の 建 築	も の 満 ル 未 ト 方 メ 千 平 万 五 上 二 以 ル 一 ト 方 メ 千 平 万 一	一 ト 方 メ 千 平 万 一 が 一 面 積 延 べ 物 の 建 築	も の 満 ル 未 ト 方 メ 千 平 万 一
一 件 に つ き		一 件 に つ き	
四 十 二 万 三 千 円		三 十 六 万 千 円	

面延物の建築	積べの建築	のの未トメ平二以トメ平が面	のの未トメ平二以トメ平が面
き 一件につ	き 一件につ		
千円 六十二万九	円 五十一万千		

面延物の建築面積	も満ル一方千上万上ル一方万が面積延物の建築	も満ル一方万上万上ル一方千が
き 一件につ		き 一件につ
千円 八十四万八		千円 七十四万三

が二 万五 千平 方メ ト
の 上 の ル 以 ト

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この摘要において「省令」という。）第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 二 誘導仕様基準とは、省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 三 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第四号から第六号までを削り、同項の摘要第七号中「共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を「複合建築物」に、「額に」を「額に相当する額に」に改め、同号を同項の摘要第四号とし、同項の摘要第八号中「第六号」を「第三号」に改め、同号を同項の摘要第五号とし、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の目中

認定申請対象住戸の面積の合計が五平方メートル以上	認定申請対象住戸の面積の合計が二平方メートル以上	認定申請対象住戸の面積の合計が五平方メートル未満
一件につき	一件につき	
七万八千円	四万四千円	
を		

		共同住宅等(住戸の部分のみを認める申請の対象とするものを含む。)																																
建築	もの	満	ル	ト	方	千	上	ル	ト	方	百	が	面	延	物	建	も	満	ル	ト	方	百	が	面	延	物	建	の	の	以	ト	メ		
一件につ															き	一件につ											き	一件につ						
四万四千円																二	万	円									一	万	円					

<p style="text-align: center;">共同住宅等</p>		
<p>建築物の延べ面積が三平方</p>	<p>建築物の延べ面積が五千平方メートル以上のもの</p>	<p>建築物の延べ面積が二千平方メートル未満のもの</p>
<p>き 一件につき</p>	<p>き 一件につき</p>	<p>き</p>
<p>一 万 円</p>	<p>七 万 八 千 円</p>	

方 千 上 ル 方 千 が 面 延 物 建 メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	も 満 ル 方 千 上 ル 方 百 が 面 延 物 建 の の 未 ト メ 平 二 以 ト メ 平 三 積 ベ の 築	も 満 ル 方 の の 未 ト メ
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ
四 万 四 千 円		二 万 円
に、		

住宅の建て方		住宅の建て方	
建築物の延べ面積が二平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が二平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの
き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき
三万七千円	三万四千円	七万八千円	

認定申請対象の住戸面積	二平方メートル以上の五平方メートル未満のもの	二平方メートル以上の五平方メートル未満のもの
一件につき き		一件につき き
二十七万三千円		十九万千円
を		

戸一																																
導誘																																
物の建築	も	上	ル	ト	方	千	が	面	延	物	建	も	満	ル	ト	方	千	上	ル	ト	方	千	が	面	延	物	建	も	満	ル	未	
の	の	以	メ	平	五	積	ベ	の	建	の	の	未	メ	平	五	以	メ	平	二	積	ベ	の	建	の	の	未						
き											き											き										
一件につ											一件につ											一件につ										
一万七千円											二十七万三千円											十九万千円										

等 宅 住 同 共																																					
合 場 る よ に 準 基 様 仕 導 誘																																					
ト	メ	平	上	ル	ト	メ	平	百	が	面	延	物	建	も	満	ル	ト	メ	平	百	が	面	延	物	建	も	上	ル	ト	メ	平	百	が	面	延		
											き	一	件										き	一	件												
													五	万	六	千	円								三	万	二	千	円								

												合 場 の		
ル 方 千 が 面 延 物 建	も 満 ル 方 千 上 ル 方 百 が 面 延 物 建	も 満 ル 方 百 が 面 延 物 建	以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 二 以 ト メ 平 三 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積	の の 未 ト メ 平 三 積			
			き 一 件 に つ											
			十九万千円								円 十一万二千			

の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の改正規定及び同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正前の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定による申請に係る一般旅券の査証欄の増補については、改正前の使用料及び手数料条例別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づくものの項一般旅券の査証欄増補手数料の目の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「に基づく」とあるのは、「及び旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）に基づく」とする。

議案第十五号

両総土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

両総土地改良施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

両総土地改良施設管理条例の一部を改正する条例

両総土地改良施設管理条例（昭和四十年千葉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条後段を削る。

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する
条例

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上一ヘクタール以下のもの（専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあつては、規則で定める要件を満たすものに限る。）」を「次に掲げる行為」に改め、同号に次のように加える。

イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為であつて、当該行為に係る土地の面積が
〇・三ヘクタール以上〇・五ヘクタール以下のもの

ロ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為以外の行為であつて、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上一ヘクタール以下のもの（専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあつては、規則で定める要件を満たすものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に着手した改正前の千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第二条第二号に規定する小規模林地開発行為（太陽光発電設備の設置を目的とするものであつて、当該小規模林地開発行為に係る土地の面積が〇・五ヘクタールを超え一ヘクタール以下のものに限る。以下「特定小規模林地開発行為」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に着手していない特定小規模林地開発行為の千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第十八条第一項の規定による届出に係る事項の変更については、同条例第二十条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年十一月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正
する条例

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

六 法第十八条の二第一項に規定する基本方針等において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設（以下「流通業務施設等」という。）の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として知事が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為

イ 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。

ロ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。

ハ 政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

第六条に次の一項を加える。

2 第三条第二項から第六項までの規定は、前項第六号の規定による指定について準用する。

第八条中「第六条各号」を「第六条第一項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月一日から施行する。
（千葉県行政組織条例の一部改正）

2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項中「同条第六項」の下に「（第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六条第二項」を加える。